



JAPAN MELGES WEEK 2020

第7回全日本Melges 20クラス選手権大会

主催：日本メルジェス協会

公認：公益財団法人日本セーリング連盟（2020-28）

協力：株式会社葉山マリーナ

賛：株式会社ノースセール・ジャパン、OHTSUBOデザイン、株式会社J.F.P

開催場所：葉山マリーナ（神奈川県三浦郡葉山町）

帆走指示書 Sailing Instruction

本帆走指示書の規則で使用される[DP]、[NP]の表記の意味を下記に示す。

- [DP] の表記は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができることを意味する。
- [NP] の表記は、その規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これはRRS60.1(a)を変更している。

1. 適用規則

- 1.1 セーリング競技規則2017-2020（Racing Rules of Sailing : 以下、RRSという）に定義された規則を適用する。
- 1.2 国際MELGES 20クラス規則を適用する。
- 1.3 セーリング装備規則（Equipment Rules of Sailing）を適用する。
- 1.4 [DP] [NP] 全ての競技者はレース中、衣服の着替えや調節時を除き、個人浮揚用具を身につけなければならない。ウェットスーツやドライスーツは個人浮揚用具に含まれない。これはRRS40を変更している。
- 1.5 クラス規則I.3.1（b）に従い審問にはオーナー/ドライバーが出席しなければならない。グループ3セーラーがプロテストルームに入ることやプロテストルームにいる代表者とコンタクトすることは禁止する。
- 1.6 本大会はWS Addendum Q に従ってアンパイア制によりレースを行う。ただし、Addendum Q は、アンパイアが海上でインシデントを見ることができなかった場合に、レース後にプロテスト委員会による判決ができるように修正される。修正されたAddendum Qは『Addendum Q : Melges』として、帆走指示書Jに記載される。この帆走指示書JはRRSを変更することがある。これはRRS 86.1(b)を変更している（帆走指示書 J 参照）
- 1.7 レース公示と帆走指示書の間に食い違いが生じた場合には帆走指示書が優先される。

2. 競技者への通告

- 2.1.競技者への通告は、葉山マリーナレガッタ運営室に設置された公式掲示板に掲示される。また、LINEオープンチャット（JMW2020）にも参考情報として展開するが、正式な情報は公式掲示板を確認すること。

3. 帆走指示書の変更

3.1.帆走指示書の変更は、それが発効する当日の8：00までに掲示する。ただし、レース日程の変更は発効する前日の18：00までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

4.1.陸上で発する信号は、レガッタ運営室付近に設置されたポールに掲揚する。

4.2.陸上で回答旗が掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の「1分」を「40分以降」とする。

5. 日程

5.1.日程概要

10月31日（土）14:00-17:00 受付

18:00 艇長会議（Zoom会議にて実施）

11月1日（日）9:55 最初の予告信号

11月2日（月）09:55当日最初の予告信号

（18:00 日本メルジェス協会定時総会（Zoom会議にて実施））

11月3日（火）09:55当日最初の予告信号

14:00以降に予告信号は発せられない。

16:00レガッタ表彰式

※朝のブリーフィングは省略し必要な連絡事項はLINEオープンチャット（JMW2020）に情報を流します。質問事項等は当日の朝8時までにLINEオープンチャット（JMW2020）に提出するようお願いします。

5.2.全9レースを予定する。

5.3.一日あたりのレース数は最大4レースとする。

5.4.レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する遅くとも2分以前に、レース委員会の本部船（以下本部船）に音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。

6. クラス旗

6.1. クラス旗は以下の通り。

色：ピンク



7. レースエリア

別添-1 を参照。

8. コース

8.1. ウインドワード・リーワードコースの4レグとする。(別添-2 を参照)

8.2. 予告信号より前に、風上マーク1のおおよそのコンパス方位と距離を本部船に掲示する。

9. マーク

9.1. スタート・フィニッシュマークはオレンジ色円柱形マークとする。

9.2. 風上マーク1および風下マーク4s/4p(ゲート)は、ピンク色円錐台形マークとする。

9.3. オフセットマーク1aは、オレンジ色円柱形マークとする。

9.4. コースを変更する場合、風上マーク1に置き換えられるマークはグリーン色円錐台形マークとする。コース変更をする場合、オフセットマークは設置しない。風下マークの変更は行わない。

10. スタート

10.1. スタート・ラインはスターボードの端にあるオレンジ旗を掲揚しているレース委員会艇のポール

とポートの端にあるスタート・マークのコース側との間とする。

10.2.スタートは RRS26 を用いて、予告信号をスタート信号の 5 分前とする。

10.3.スタート信号後 4 分までにスタートできなかった艇は、審問無しに「DNS（スタートしなかった）」と記録される。これは RRS 付則 A4 と A5 を変更している。

10.4.レース委員会は、リコールもしくはゼネラル・リコールのアナウンスを VHF72ch で行うことがある。アナウンスの遅れや誤り、通信の失敗または聞き取れない場合、レース委員会への救済を認める根拠とはならない。これは RRS62.1(a)を変更している。

11. コースの次のレグの変更

11.1. コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。コース変更をする場合、オフセットマークは設置しない。

12. フィニッシュ

12.1. フィニッシュ・ラインはポートの端にあるオレンジ旗を掲揚しているレース委員会艇のポールとスターボードの端にあるフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

13. ペナルティ

13.1.クラス規則 I.3.1(a)を削除し以下に置き換える。

RRS44.1 および 44.2 を 1 回のタックと 1 回のジャイブを含む 1 回転ペナルティに変更する。

RRS44.1 は次のように変更する。

44.1 ペナルティの履行

（a）艇はレース中に第 2 章の規則または RRS31 に違反した場合 1 回転ペナルティを履行することができる。

(b) 但し、艇がその違反により相手に傷害や重大な損傷を与えた場合またはそのレースやシリーズにおいて明らかに有利となった場合には、その艇のペナルティはリタイアすることで行わなければならない。

RRS44.2 は次のように変更する。

44.2 1 回転ペナルティ

艇は、インシデントの後できるだけ早く他艇から十分離れた後、1 回のタックと 1 回のジャイブを含む回転を、同一方向に速やかに行うことにより、「1 回転ペナルティ」を履行したこととする。

但し、風上マークにおいてコース短縮された場合を除き、風上マークのゾーン内でのペナルティまたはオフセットマークに向かうレグにおけるペナルティはその後のダウンウィンドレグで速やかに履行することができる。艇がフィニッシュ・ラインまたはその付近でペナルティを履行する場合、フィニッシュする前にフィニッシュ・ラインのコースサイドまで完全に帆走しなければならない。

13.2 RRS 付則 P が走指示書 J 1.2(i)により変更されて適用される。(帆走指示書 J 参照)

13.3. クラス規則 C1.1(C)は削除され以下に置き換えられる。

RRS42.3 (c) をスピンスイッチは、以下に従い制限なく調節できると変更する。

- レース委員会が“フリーパンピング”を導入するコンディションと判断した場合、レース委員会は予告信号までにジュリー/アンパイアが RRS42.2 (a) のペナルティを与えないことを示す O 旗を掲揚する。これが開始された場合、スピナーカーが正しくセットされた時にはスピナーカーおよび他のセールのフリーパンピングが許される。これは RRS42.2 (a) を変更している。

- レース委員会がスタート信号の後に“フリーパンピング”を導入するコンディションであると判断した場合、艇にスピナーカーが正しくセットされマークを通過した後にジュリー/アンパイアが RRS42.2 (a) のペナルティを与えないことを艇に伝えるために、レース委員会は反復音響信号とともに O 旗を掲揚することができる。

- レース委員会が O 旗を掲げた後、もはや“フリーパンピング”を導入すべきコンディションでは

ないと判断した場合、レース委員会は「この帆走指示はマーク通過後には適用されない」ことを艇に伝えるために反復音響信号とともに R 旗を掲揚することができる。

14. タイム・リミットと目標時間

14.1. タイム・リミットと目標時間は、次の通りとする。

目標レース時間	タイム・リミット	マーク 1 のタイム・リミット
50 分	80 分	25 分

マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しなかった場合には、レースを中止することができる。目標レース時間通りとならなくても、救済の根拠とはならない。これは RRS62.1(a)を変更している。

14.2. 先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後、15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「DNF（フィニッシュしなかった）」と記録される。これは RRS35、付則 A4、A5 を変更している。

15. 抗議と救済要求

15.1. (a) 帆走指示書 1.6 に従って、レースは WS Addendum Q に基づくアンパイア制の下で行う。

(b) アンパイア制について：WS Addendum Q を修正し、アンパイアがインシデントを海上で視認できなかった場合に、プロテスト委員会がレース終了後に判決を行えるものとする。

Addendum Q を修正し『Addendum Q : Melges』として帆走指示書 J に全文を記載する。

15.2. 抗議書は大会本部で入手できる。抗議、および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内に大会事務局に提出されなければならない。

15.3. 抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分以内とする。

15.4. 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせ

るため、抗議締切時刻後 15 分以内に審問開始予定時間を公式掲示板に掲示する。

15.5. レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告は、RRS61.1(b)に基づき公式掲示板に掲示する。

15.6. [DP] レース公示の規則、クラス規則、RRS 付則 G の規則および RRS77 の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができる。

15.7. [DP] RRS 第 2 章、RRS31 の規則違反については、プロテスト委員会の裁量により、失格より軽減することができる。

15.8. レースを行う最終日、審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。

(a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合、抗議締切時間内。

(b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後、20 分以内。

この項は、RRS66 を変更している。

15.9. レースを行う最終日、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。これは RRS62.2 を変更している。

15.10. サポート及び/又はコーチボートによるビデオ及び写真はプロテストの証拠として用いてはならない。これは RRS 63.6 を変更している。

16. 得点

16.1. シリーズが成立するためには、3 レースを完了することを必要とする。

16.2. (a) 6 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は全レース得点の合計とする。

(b) 6 レース以上成立した場合、最も悪いレース除外したレース得点の合計とする。

17. 安全規定 [DP] [NP]

17.1. レースをリタイヤした艇 (RET) はできるだけ早くレース委員会艇に伝えなければならない。

17.2. レースエリアに行かなかった艇 (DNC) はできるだけ早く大会事務局に伝えなければならない。

17.3.レースに参加する艇は当日の朝 9 時までに健康状態チェックフォームを LINE オープンチャット (JMW2020) に提出しなければならない。

18. 乗員の交代と装備の交換 [DP] [NP]

18.1.競技者の交代は、事前のレース委員会の書面による承認なしでは許可されない。

18.2.損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に行わなければならない。

19. 装備と計測のチェック [DP] [NP]

19.1.艇または装備はいつでも検査されることがある。

20. 運営艇

運営艇の標識は、次の通りとする。

レース委員会艇



審判艇



報道艇



21. 支援艇 [DP] [NP]

21.1.クラス規則 I.4 に従う。

21.2.支援艇は事前に大会事務局に支援艇の申請を行わなければならない。

22. ごみの処分

22.1.ごみは運営艇に渡してもよい。

23. 上架の制限と泊地 [DP] [NP]

23.1.全ての艇は10月31日（土）17:00まで下架し葉山マリーナ内の所定の泊地に係留しなければならない。

23.2.以下理由により、期間中の上架を認める場合もある。

a)レースコミッティーによる事前の許可がある場合。

b)緊急の場合。ただし、事後にレース委員会を納得させる義務がある。

23.3.全ての艇は期間中葉山マリーナ内の所定の泊地に係留しなければならない。

24. 水中呼吸器具およびプラスチックプールの使用

24.1.水中呼吸器具およびプラスチックプールまたは類するものは最初のレースの準備信号からレガッタ終了まで、艇の周辺で使用してはならない。

25. 無線通信 [DP] [NP]

25.1.緊急の場合を除き、艇はレース中に無線送信を行ってはならない。また、艇はレース中にVHF以外の無線通信を受信してはならず、この制限は携帯電話にも適用する。

26. 賞

26.1 オープンディビジョン（総合）の1位～3位。

26.2 コリンシアンディビジョンの1位。

27. 責任の否認

- 27.1. 参加者は自分自身の責任でこのレースに参加し、レースに参加するか否か、レースを続けるか、の決定はその艇自身にある。RRS4「レースをすることの決定」参照。主催団体はレガッタの前、後、期間中に生じた物理的損害、または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

28. 保険

- 28.1. 全ての参加艇は有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

29. 大会事務局

- 29.1.大会事務局は、葉山マリーナレガッタ運営室に設置する。(別添-3 参照)

帆走指示書 J – Addendum Q : Melges

この付属文書『Addendum Q : Melges』は、ワールドセーリング (WS) により提唱されているアンパイア制フリートレース規則『Addendum Q』の一部を、当レガッタ用に修正し、『セーリング競技規則 2017-2020(以下「RRS」という)』の RRS 86.3 に従って JSAF の承認を得たものである。

この帆走指示(以下「指示」という)は、定義「プロパーコース」、および RRS20、28.2、44、60、61、62、63、64、65、66、70、B5、F5 を変更している。

J1. 競技規則の変更

RRS の変更は、指示 J2、J3、J4、J5 でも行われる。

J1.1 定義および RRS 第 2 章の変更

(a) 定義「プロパーコース」に以下を追加する。

「ペナルティを履行している艇、またはペナルティを履行するために操船している艇は、プロパーコースを帆走していない。」

(b) RRS20 が適用される場合、声をかけることに加え以下の手信号が必要とされる。

(1) 「ルーム・トゥ・タック」については、風上を繰り返しはっきりと指すこと。

(2) 「ユー・タック」については、繰り返しはっきりと、相手艇を指して腕を風上に振ること。

J1.2 抗議、救済要求、ペナルティー、免罪に関する規則の変更

(a) RRS44.1 の最初の文を以下に置き換える。

「レース中に、1 件のインシデントで 1 つまたはそれ以上の RRS 第 2 章の規則（損傷または障害をおこした場合の RRS14 を除く）、または RRS31 もしくは RRS42 に違反したかもしれない艇は、RRS44.2 に従って 1 回転ペナルティを履行することができる。」

(b) (削除)

(c) RRS60.1 を以下と置き換える。

「艇は、指示 J 2.1 および J 2.4 に従っている場合に限り、他艇を抗議したり救済の要求をすることができる。」

(d) RRS61.1 (a) の 3 番目の文と RRS61.1(a) (2) の全文を削除する。

(e) (削除)

(f) RRS64.1(a)の 3 つの文を以下と置き換える。

「抗議審問の当事者である艇が規則に違反したと判定した場合、失格以外のペナルティを課すことができ、公平と判断する別の得点調整を行うことができる。レース中でない時に艇が規則違反した場合、プロテスト委員会はインシデントが起こった時間の直近のレースにペナルティを課すか、別の調整をするかを定めることができる。」

(g) RRS64.1(a)を変更し、艇の免罪に関する規定をアンパイアが審問なしに適用することができることとする。また、それは矛盾するこの付属文書中のいかなる指示にも優先する。

(h) RRS64.4(b)を以下に置き換える。

「支援者による規則違反に対する RRS60.3(d)あるいは RRS69 に基づく抗議審問の当事者である艇に、プロテスト委員会が DSQ までの得点調整をすることにより一つのレースに対してペナルティを課すことができる。」

(i) RRS 付則 P1 から P4 は適用されない。

J2. 艇による抗議と救済要求

J2.1 レース中、艇は RRS 第 2 章の規則 (RRS14 を除く)、RRS31 または RRS42 に基づき他艇を抗議することができる。ただし、自らが関与したインシデントにおいてのみ RRS 第 2 章の規則に基づく抗議をすることができる。抗議するためには、その艇は「プロテスト」と声をかけ、目立つように黄色旗を掲揚しなければならない、それぞれを最初の妥当な機会に行わなければならない。その艇は、インシデントに関与した艇が自発的にペナルティを履行した後、またはアンパイアの判定後の最初の妥当な機会に、またはその前に、黄色旗を降下しなければならない。

J2.2 指示 J2.1 に従って抗議する艇は、アンパイアが「ブルー・フラッグ」によってその抗議を承認した場合、またはアンパイアにより判定の信号が発せられなかった場合に限り、審問を受ける資格を得る。この場合艇は、指示 15 に従って書面による抗議を提出しなければならない。インシデントに関与した艇は、RRS44.2 に従って 1 回転ペナルティーを速やかに履行することにより規則違反を認めることができる。規則に違反し免罪されない艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは、そのようななどの艇にも、ペナルティーを課することができる。

J2.3 フィニッシュ・ラインにおいて、レース委員会は競技者に各艇のフィニッシュ順位または得点記録の略語を通知する。これを行った後レース委員会は、速やかに音響 1 声とともに赤色旗を掲揚する。赤色旗は少なくとも 2 分間掲揚され、その後音響 1 声とともに降下される。レース委員会が赤色旗掲揚中に通知した得点情報を変更する場合、音響 1 声とともに L 旗を掲揚する。赤色旗は変更が行われたのち少なくとも 2 分間、掲揚を続ける。

J2.4 以下のいずれかを行おうとする艇は、フィニッシュ後の赤色旗の掲揚前または掲揚中にレース委員会艇に対し声を掛けなければならない。また、指示 15.2 に規定された締切時間内に抗議または要求を提出しなければならない。

(a) 指示 J3.2 もしくは RRS28、または指示 J2.1 に挙げられた規則、以外の規則に基づき他艇を抗議する。

(b) 指示 J2.2 に基づき艇を抗議する。

(c) 損傷または傷害をもたらした接触があった場合に、RRS14 に基づき他艇を抗議する。

(d) 救済要求をする。

同じタイム・リミットが、指示 J5.5 に基づく抗議にも適用される。プロテスト委員会は妥当な理由がある場合には、タイム・リミットを延長しなければならない。

J2.5 レース委員会は指示 J2.4 に基づき行われた抗議や救済についてプロテスト委員会に速やかに知らせるものとする。

J 3 アンパイアの信号と課されるペナルティ

J 3.1 アンパイアは次のとおりに判定の信号を発する。

- (a) 長音 1 声を伴うグリーン&ホワイトフラッグは、「ペナルティを課さない」ことを意味する。
- (b) 長音 1 声を伴うレッドフラッグは、「ペナルティが課された、または、未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのような艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。
- (c) 長音 1 声を伴うブラックフラッグは、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格された艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。

J 3.2 (a) 指示 J 3.1 (b) に基づきペナルティを課された艇は、RRS44.2 従って一回転ペナルティを履行しなければならない。

- (b) 指示 J 3.1 (c) により失格とされた艇は、速やかにコースエリアを離れなければならない。

J 4 アンパイアが発議するペナルティと抗議、マークの回航または通過

J 4.1 艇が以下のいずれかである場合、アンパイアは他艇による抗議なしにペナルティを課することができる。

- (a) RRS31 に違反し、ペナルティを履行しない。
- (b) RRS42 に違反した。
- (c) ペナルティを履行したにもかかわらず有利となった。
- (d) 故意に規則違反した。
- (e) スポーツマンシップの違反を犯した。
- (f) 指示 J 3.2 に従わないか、またはアンパイアによりペナルティの履行を求められた場合にそれを履行しない。
- (g) クラス規則 C 2.1 (b) (ヘルムスマン) および C 9.4 (バウスプリットの収納) の規則を犯

した。

アンパイアは指示 J 3.1 (b) に従って信号を発することにより、RRS44.2 に従って履行すべき 1 つまたはそれ以上の 1 回転ペナルティを課すか、または J 3.1 (c) に基づきその艇を失格とするか、またはさらなる処置を求めてプロテスト委員会にインシデントを報告することができる。艇がペナルティを履行しないか、不正確にペナルティを履行したために指示 J 4.1 (f) に基づきペナルティを課される場合、元のペナルティは取り消される。

J 4.2 RRS28.2 の最後の文を以下のとおり変更する。

「艇はこの規則に従うために誤りを正すことができる。ただし、その艇が次のマークを回航していないかフィニッシュしていない場合に限る。」

この規則の誤りを正さない艇は、指示 J 3.1 (c) に基づき失格とされなければならない。

J 4.3 自身の観察またはいかなる情報源からでも受け取った報告に基づき、艇が指示 J 3.2 もしくは RRS28 または指示 J 2.1 に挙げられた規則以外の規則に違反したかもしれないと判定したアンパイアは、RRS60.3 に基づく処置を求めてプロテスト委員会に通告することができる。ただし、アンパイアは、損傷や傷害がある場合を除き、RRS14 違反の申し立てをプロテスト委員会に通告することはない。

J 5 抗議、救済または審問再開の要求、上告、その他の手続き

J 5.1 アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。ただし指示 J2.2 に基づき抗議書を提出する場合を除く。

J5.2 艇は、アンパイアの不適切な処置、不手際または判定についての申し立てを上告の根拠とするとはできない。審問の当事者はプロテスト委員会の判決を上告の根拠とするとはできない。
RRS66 の 3 番目の文を以下のとおり変更する。

「審問の当事者は審問再開を求めることはできない。」

J5.3 (a) 艇が指示 J2.2 に基づき審問を受ける場合を除き、抗議と救済要求は書面である必要はない。

(b) プロテスト委員会は、適切と考えるやり方で被抗議者に伝え、審問を計画することができ、それを口頭で伝えることができる。

(c) プロテスト委員会は、適切と考えるやり方で証言をとり、審問を進めることができ、その判決を口頭で伝えることができる。

(d) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響しなかったと判定した場合には、整数もしくは分数の得点ペナルティーを課すか、または公平と判断する別の調整を行うことができ、それにはペナルティーを課さないこともある。

(e) プロテスト委員会が指示 J 5.3 に基づきペナルティを課した場合、またはスタンダード・ペナルティが適用される場合には、他の全ての艇に、ペナルティを課された艇の得点変更について通告される。

J 5.4 レース委員会は、艇が RRS28 に従ったコースを帆走せず、かつアンパイアが指示 J 4.2 に従い艇を失格にしない場合を除き、艇を抗議することはない。

J 5.5 プロテスト委員会は、RRS60.3 に基づき艇を抗議することができる。ただし、プロテスト委員会は、指示 J3.2 もしくは RRS28、または指示 J2.1 に挙げられた規則の違反、または損傷もしくは傷害がある場合を除く RRS14 の違反に関して艇を抗議することはない。

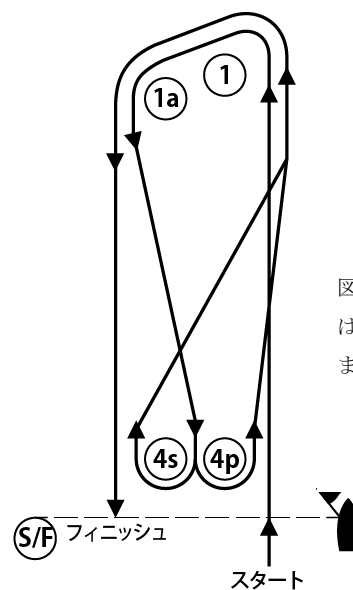
J 5.6 テクニカル委員会は、艇または個人装備がクラス規則、RRS43 または存在するならその大会の装備規則に従っていないと判断した場合のみ、RRS60.4 に基づき抗議する。そのような場合、テクニカル委員会は抗議しなければならない。

【別添-1】



【別添-2】

スタート-1-1a-4p/4s-1-1a-フィニッシュ



図のマークの形状および色
は実際のマークとは異なり
ます。(SI 9.参照)

